明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇六）　一
○指定自動車整備事業規則の一部を改正する省令（国土交通八六）　二
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境四一）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務六四四）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働四七八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産二七七九～二七八六）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二七一）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二七二）　五
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同二七三）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同二七四）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一二一、一一二二）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局四〇八～四一〇）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一六〇、一六一）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局二〇三、二〇四）　七
○道路に関する件（四国地方整備局一〇五、一〇六）　七

〔人事異動〕

法務省　七
国家試験　七
平成二十七年度幼稚園教員資格認定試験合格者（文部科学省）　七
平成二十七年度小学校教員資格認定試験合格者（同）　七
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　八

〔公　告〕

諸事項　八
官庁　八
財団、製造たばこ小売定価、建築士懲戒処分関係　八
裁判所　八
相続、準禁治産、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等　八
裁判所共済組合定款の一部変更関係　八
会社その他　八
官庁事務　八
独立行政法人労働政策研究・研修機構の第三期中期目標の一部変更について（厚生労働省）　八

省　令

○総務省令第百六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行に伴い、及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「又は住所」を「、住所若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）に改め、「場合」の下に「又は新たに個人番号の通知を受けた場合」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○国土交通省令第八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十四条の十の規定に基づき、指定自動車整備事業規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

指定自動車整備事業規則の一部を改正する省令

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二十一号の二まで」の下に「及び第二十八号」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。